

一 保安林の所在場所 長野県諏訪郡下諏訪町字菰川一二四七のイ、一二四八、一二四九のイ、一二四九のロ、一二五〇から一二五五まで、一二五六のイ、一二五六のロの一、一二五六のロの二、一二五七、一二六四から一二六六まで、一三三七のロ、一三四二のイ

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、採伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

令和三年一月二十日

○農林水産省告示第百四十四号 農林水産大臣 野上浩太郎

一 保安林の所在場所 長野県長野市信州新町信級字向平四三九二、四三九四、四三九五、四三九七、四四三〇、四四三三から四四三七まで字向ひ中四四三八、四四三九、四四四九から四四五二まで、四四五四、四四五五、四四六九、四四七一、四四七二、字柄ノ木平五一三九から五一四五まで

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、採伐による。

2 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百四十五号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年一月二十日 農林水産大臣 野上浩太郎

一 解除に係る保安林の所在場所 栃木県日光市
滝ヶ原四七〇八の一・四七一〇の八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 道路用地とするため
(次の図)は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百四十六号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年一月二十日 農林水産大臣 野上浩太郎

一 解除に係る保安林の所在場所 栃木県日光市
滝ヶ原四七一五の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 道路用地とするため
(次の図)は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百四十七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年一月二十日 農林水産大臣 野上浩太郎

一 解除に係る保安林の所在場所 広島県神石郡
神石高原町坂瀬川五九八三の三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 道路用地とするため
(次の図)は、省略し、その図面を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百四十八号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年一月二十日 農林水産大臣 野上浩太郎

二　解除に係る保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町早楠字鷹羽重一六一三の三（次の図に示す部分に限る。）

三　解除の理由　道路用地とするため
〔次の図〕は、省略し、その図面を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百四十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年一月二十日

農林水産大臣　野上浩太郎

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡新得町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡新得町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　解除の理由　道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を北海道庁及び新得町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百五十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年一月二十日

農林水産大臣　野上浩太郎

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市須川字合ノ坂一の三・一の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養
(かんよう)
(次の図)は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百五十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年一月二十日

二 一 保林林木に付指定された目的 士砂の流出の 防備		三 一 解除の理由 指定理由の消滅	
○經濟産業省告示第十號		○中小企業支援法(昭和三十八年法律第百四十七 号)第十一條第一項の規定に基づき、令和三年一 月四日付けをもつて左記の者を中小企業診断士と して登録したので、中小企業診断士の登録等及び 試験に関する規則(平成十二年通商産業省令第百 九十一號)第十七條の規定に基づき、公示する。	
令和三年一月二十日		経済産業大臣 梶山 弘志	
登録番号	氏名	登録番号	氏名
420945	諏訪 雄大	420946	大林 定敬
420947	水越 敬介	420948	益田 知幸
420949	錦織 良	420950	上田 卓司
420951	中野 修吾	420952	宮本由美子
420953	藤田 達矢	420954	有田 和史
420955	石井 大輔	420956	岡本 優
420957	片山 武憲	420958	下畑 昇三
420959	中島 大輔	420960	橋本 祐司
420961	糸井 隆志	420962	和田 隆
420963	河邊 貴善	420964	中川 淳子
420965	木戸 一成	420966	田中 佳美
420967	内山 驿	420968	本永 公章